

令和4年度第11回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年2月15日(水)
午前9時30分～午前10時40分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会議構成員 18名
現在数 18名
出席総数 16名
欠席総数 2名

議番	氏名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	欠席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	欠席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 4名

傍聴人 0名

令和4年度第11回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は16名、欠席委員は2名でございます。

したがって、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和4年度第11回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。本日の総会の議事録署名委員に議席番号3番 浦岡昌博委員と、議席番号4番 藤野俊孝委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それではご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、XXXXXXXXXXは、登記地目は、宅地となっておりますが、現況地目が農地で、農家台帳にも登録がなされていることからこの度の申請地に含まれています。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田

2筆、現況地目、田1筆、合計面積は、4,002.30㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所吉田支所から南西へ約1.6kmに位置している農地で、XXXXXXXXXXは、農業振興地域内白地の農地、残りの2筆は、過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、農業後継者もない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。申請地は、譲受人のXXXXXXXXXX、譲受後は、水稻を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、4,453㎡、位置図は6、7ページ、公図は、8ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から北東へ約2.2kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、県外に居住しており、耕作が困難な譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人のXXXXXXXXXXの距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、1,320㎡、位置図は9、10ページ、公図は、11、12ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から北西へ約1.7kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、農業後継者もおらず、管理も困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。申請地は、譲受人のXXXXXXXXXXの距離に位置しており、譲受後は、さつまいも等の野菜を栽培する予定です。贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、300㎡、位置図は13、14ページ、公図は、15ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から北へ約1.5kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人のXXXXXXXXXXの距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると

考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきましては、議席番号4番 藤野俊孝委員、報告をお願いいたします。

藤野俊孝委員

議席4番の藤野です。1番の案件について、補足説明いたします。去る2月7日、委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

先ほど事務局の説明のとおり、農業後継者のいない譲渡人が申し出たもので、規模拡大を考えていた譲受人が応じたものであり、XXXXXXXXXX管理された農地を取得し、稲作を中心に夫婦で営農活動をするもので、作業に必要な農機具はすべて所有しており、特に問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号16番 金田豊和委員、報告をお願いいたします。

金田豊和委員

16番の金田です。2番の案件につきまして、現地調査の結果を報告いたします。2月8日、農業委員2名、事務局職員1名で現地調査を行いました。

申請地は、譲受人のXXXXXXXXXXで自己所有農地と隣接し、良く管理されている農地です。譲渡人は相続で農地を取得したものの県外に居住しております。財産を整理すべく譲受人に譲渡を申し出たものです。譲受人は数年前から当該農地を借り受けて耕作しております。この度、申し出に応じることとしたものです。

譲受人は水稻栽培に意欲を持ち、関連機械及び施設も完備しており、何ら問題ないと思います。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号1番 阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

1番の阪田でございます。田崎委員が本日欠席ということで、現地調査結果の報告を言付かっておりますので、ご報告させていただきます。2月8日、委員2名、事務局2名で現地確認にまいりました。

申請地は、下関北運動公園の近くにある良く管理された農地でした。譲渡人は、事務局の説明にありましたように、この畑を相続により取得したものの農業後継者もおらず管理に困っていたため、以前から経営規模を拡大したいと考えていた譲受人が譲渡人の申し出に応じたものです。譲受人は3haの農地で水稻をされており、野菜もJAの直売所などに出荷されています。この度の農地では、サツマイモ等を作付けする予定となっております。贈与による所有権の移転で、特に問題はないと思います。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号7番 下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。4番の案件についてご報告いたします。2月7日委員2名、事務局2名で現地確認をしました。

現地は、自己保全管理されておりました。譲受人は遠方に住んでいますが、認定農業者であり近くの農地で稲作、麦作を大規模に経営しています。小区画の農地ですが有効に活用し、管理していただけたと思います。高齢で、農業後継者もない譲渡人の要望に応じたものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

なお1番の案件につきましては、日程第3「議案第3号農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」の1番の承認が要件となることから、日程第3の審議と併せてお諮りすることといたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書17ページをお開きください。2番、説明の前に議案書の訂正がございます。備考欄に該当条文を、「なし」と記載しておりましたが、正しくは、本日お配りしております、総会議案書の訂正にてお示ししておりますとおりでございます。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は23、24ページ、公図は25ページで、土地利用計画図は26ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、南東へ約480mに位置している、「第2種農地」となります。該当条文は、総会議案書の訂正にてご確認願います。転用目的は、自己用住宅でございます。申請理由につきましては、申請地区は、閑静な地域で、利便性も良いことから、この度の計画に至ったもので、管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件の一体利用地は、市道占用部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、ブロック塀を設置する計画となっており、汚水は、集落排水で処理され、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ない

と判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられません。

17ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、27、28ページ、公図は、28ページ、土地利用計画図は30、31ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から、北東へ約4.4kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、駐車場の整備でございます。申請理由につきましては、現在、借りている駐車場が利用できなくなることから、事務所兼自宅からも近く、県道沿いに位置している申請地に計画したもので、高齢で管理が困難な貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。なお、議案書にも記載しておりますが、自家用車両の駐車場としても一部利用する計画で、権利移動の区分は、使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には、一体利用地はございません。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、縁石を設置する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝又は隣接地の農地に放流されますが、土地所有者は、雨水の放流については、承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、令和4年10月頃に、農地法の許可なく、砂利敷きを行い、駐車場として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられません。

総会議案書18ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は32、33ページ、公図は34ページで、土地利用計画図は35ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約880mに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地ではございますが、安岡駅から半径500m以内の区域の総面積に占める宅地の面積が40%を超えており、半径900mにおいても40%を越えていることから、「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、申請地区は、住宅化が進み、人口も増加傾向で、住居環境にも恵まれていることから、申請地を選定したもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地が2筆ございますが、土地所有者から開発行為の同意書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、土留工や見切壁を設置する計画となっており、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、農業用排水路に放流されますが、下関土地改良区の地元運営委員長に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されており、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

18ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は36、37ページ、公図は38、39ページで、土地利用計画図は40、41ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、南東へ約1.4kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、本案件の売電先は、中国電力で、既に、電力受給申込書が提出されております。申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、事業拡大の為、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、日当たりが良く、公道に接しており、計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、 番には、水平投影面積、530.68㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備1基、392番には、水平投影面積、398.01㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備1基を設置するもので、管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。申請者からは、代替地検討表が提出されており、権利移動の区分は、売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、どちらの設備も計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の

畦畔で分断されており、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路から、いままでどおり隣接地の農地に放流されますが、土地所有者は承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、2番案件につきまして、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

11番の河本です。1番の案件について補足説明をいたします。2月6日、事務局職員1名、農業委員2名とで現地を調査いたしました。

現地は、以前、申請地の隣接地を同じ土地所有者が自宅を建設しております。町中にあり、周りはすべて住宅となっております。その一部を利用するものです。周辺農地には、何ら影響はありませんし、現在の状態を見ても問題はありませんし、汚水については、集落排水がありますので、これに接続し、雨水は従来どおりの道路側溝に流すということでございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番、4番の案件につきまして、議席番号1番 阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

1番の阪田でございます。3番の案件についてご報告いたします。2月8日、委員2名、事務局2名で現地確認にまいりました。

この案件は県道のすぐ側で、私が毎日通るところであります。草が茂っているなどみていましたら、ある日草がきれいに刈られて、そのあと駐車場になっていた案件です。これは、農地法の周知が徹底されていなかったことにより発生したものであり、汚水はなく雨水は従来どおりでありますので何ら問題ないと思われれます。

続きまして4番の案件ですが、田崎委員から現地調査結果の報告を言付かっておりますので、ご報告させていただきます。

2月8日、委員2名、事務局2名で現地確認にまいりました。

申請地周辺は、住宅化が進み、近くには、安岡小学校や安岡中学校、病院もある、住やすい所です。譲受人が、良好な住宅地であり、環境も良いことから、自己用住宅の建築を計画したもので、譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。第2種農地であり、周辺の農地には、支障ないことから、何ら、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号12番 坂田謙佑委員、報告をお願いいたします。

坂田謙佑委員

12番の坂田です。5番の案件ですが、2月6日、農業委員2名と事務局1名で現地確認を行いました。

現地は、小月から菊川に向けて、田部に入ってすぐの所で、小高い所にあります。ほ場整備のされていない農地ですが、上には堤があり用水路も独自に作られており、毎年周辺は水稻が植えられている場所です。当該農地は、相続により取得され、耕作されていませんが保全管理はきちんとされ、荒れていない農地でしたが、これから管理することが難しくなるということで、今回の申請に至りました。周辺の農地については、太陽光発電ですので、汚水は出ませんし、雨水については既存の水路に流すということですが、周辺の方には承諾を得ているということですので、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、2番から5番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり許可することと決しました。

よって2番から5番の案件については、原案のとおり「許可」とすることと決

しました。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。併せて、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の1番についてもお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。議案第3号1番は、総会議案書42ページ、議案第2号1番は、総会議案書16ページでございます。

どちらの案件も、先月の第10回総会にて、議案第3号4番、議案第4号1番にてご審議いただいた案件でございますが、総会終了後に、申請代理人から、議案第3号4番の土地利用計画に変更が生じたとの報告があったことから、令和4年1月23日付けで、許可申請取下申出書と事業計画変更承認申請取下申出書が提出され、改めて、今月、申請がなされたものでございます。

総会議案書、22ページをお開きください。議案第2号の1番の案件の先月からの変更箇所は、土地利用計画図、住宅4、住宅5の法面が、土留工に変更がなされたのみで、議案第4号1番は、先月の計画と変更箇所はなく、許可基準を満たしていると考えられます。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書42ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、52、53ページ、公図は、54ページで、変更前の土地利用計画図は、55ページ、変更後の土地利用計画図は、56ページをご覧ください。

変更内容は、土地利用計画の変更でございます。変更に至った理由については、議案書記載のとおりで、既に、総会議案書56ページの土地利用計画のとおり造成工事は完了していますが、申請者からは、今後は、計画に変更が生じた場合は、速やかに、農業委員会に報告する旨が記載された理由書が添付されております。

事務局としては、やむを得ないと判断しております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

1 番及び議案第 2 号 1 番、並びに 2 番の案件につきまして、議席番号 1 番 阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

1 番の阪田です。現地調査の結果をご報告いたします。まず初めに、議案第 3 号 1 番、議案第 2 号 1 番について、ご報告いたします。2 月 8 日、委員 2 名、事務局 2 名で現地確認にまいりました。

現地は、先月の現地調査時と何も変わっておりませんでした。事務局からも説明がありましたとおり、土地利用計画の一部が変更になったことから、改めて、申請がなされたものであります。何ら、問題ないと思います。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

続きまして、2 番についてご報告いたします。2 月 8 日、委員 2 名、事務局 2 名で現地確認にまいりました。

現地は、土地利用計画のとおり造成工事は完了しておりました。変更理由については、事務局説明のとおりでございますので、致し方ないと思いますが、今後、このようなことがないように、事務局から申請者には、改めて、指導しておいていただきたいと思います。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項による許可案件の事業計画変更の承認について、原案のとおり「承認」とすること、並びに議案第 2 号 1 番の案件について、農地法第 5 条第 1 項の規定による「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第 4 「議案第 4 号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書57ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑4筆、合計面積は、10,005㎡で、申請地の位置図は、59ページから62ページ、公図は63、64ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所阿川支所から、西へ、約2.1kmから2.6kmに位置する土地でございます。

令和5年2月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりでございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当する「非農地」と確認いたしました。

57ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑3筆、合計面積は、1,836㎡で、申請地の位置図は、65、66ページ、公図は67ページをご覧ください。申請地は、下関市役所吉見支所から南東へ約660mに位置する土地でございます。

令和5年2月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。

540番は、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため「農地」、残りの2筆は現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当する「非農地」と確認いたしました。

総会議案書58ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、面積は、411㎡で、申請地の位置図は、68、69ページ、公図は70ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から南東へ約630mに位置する土地でございます。

令和5年2月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。

以上で、ございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番 有田です。1番の案件についてご報告します。2月7日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

申請地は元々ミカン園でしたが、申請者が病気を患い農作業ができなくなつてから、長い間管理されておらず竹や雑木が繁茂し山林化しておりましたので、『非農地』と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号6番 岡本住子委員、報告をお願いいたします。

岡本住子委員

議席番号6番の岡本です。2月8日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名の5名で現地を調査いたしました。

一部梅の木が10本くらい植えられていまして、大部分は竹林でおおわれていたのですが、この場所だけはきれいに平地になっていましたので、農地と判断いたしました。あとは竹がずいぶん茂っていますし、入れる道もありませんでしたので、非農地と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号10番 田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

10番の田上です。2月8日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名の5名で現地を調査いたしました。現地は、周辺に雑木が生えている程度で、中の主要なところはセイタカアワダチソウが生えている状態でした。現況としては、耕作ができるかと思いますので、農地と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、1番、及び2番の内[]番、[]番については「非農地」とし、2番の内[]番及び3番については、「農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書71ページをお開きください。本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は72、73ページ、公図は、74ページから76ページ、平面図は、77ページ、立面図は、78ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約5.9kmに位置する農地で、計画変更の理由は、携帯電話無線基地局を設置するためでございます。

本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

71ページに戻りまして、2番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。内日地区の位置図は、79、81ページ、公図は、83ページ、王喜地区の位置図は、80、82ページ、公図は、84ページをご覧ください。

内日地区の変更地は、下関市役所内日支所から北へ約1.1km、王喜地区の変更地は、下関市役所王喜支所から南東へ約750mに位置する農地で、計画変更の理由は、土地改良事業を実施するため、農用地区域への編入が必要になったものでございます。内日地区の1筆は、現在の登記地目が、宅地となっております。

すが、換地後、大部分は、区域内の公衆用道路となり、一部は、農地として換地される予定です。

本件は、農用地区域内へ編入するもので、重要変更となります。

71ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は、85、86ページ、公図は87ページから91ページ、敷地平面図は、92ページ、立面図は、93ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線宇賀本郷駅から北東へ約2.7kmに位置する農地で、計画変更の理由は、携帯電話基地局を設置するためでございます。

本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

1番の案件につきましては、私、議席番号14番 山田が報告をいたします。

山田正信委員

14番山田です。2月8日農業委員2名と事務局1名で現地調査を行いました。申請内容は事務局から説明のあったとおりでございます。

所在地域の電波状況の向上に向けての電波塔の設置であります。周辺は電波不感地域で住民生活及び災害時の通信手段として通信体制の整備は急務であり、やむを得ないと思います。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件の内日地区につきまして、議席番号7番 下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。2番の案件についてご報告します。2月7日、委員2名、事務局2名で現地確認をしました。

土地改良事業を実施するため編入する重要事項変更です。計画ではほとんどが農道になり、ほ場と農道の形状が整います。現況は宅地ですが、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件の王喜地区につきまして、議席番号4番 藤野俊孝委員、報告をお願いいたします。

藤野俊孝委員

4番の藤野です。去る2月7日、委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。

事務局説明のとおり、このたび土地改良事業を実施するにあたり農用地区域への編入が必要となります。農業振興の基盤となる優良農地確保が必要であり、今後営農に必要と思われますので。特に問題はないと思います。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番 岩本です。3番の案件について報告いたします。すぐる2月7日、農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

携帯電話事業者が電波状況の改善を目的に基地局を設置するためのものでありまして、災害発生時の通信の確保や地域住民の利便性向上のため特に必要となるものですのであります。農用地区域からの除外については問題は無いものと判断いたしております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、「議案第5号農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

議長（山田会長）

次に、日程第6「議案第6号 令和4年度農地利用状況調査に係る非農地の判定について」と日程第7「議案第7号 令和4年度農地利用状況調査に係る遊休農地の判定及び農地利用意向調査について」ですが、相互に関連しますので、一括で事務局から説明し、お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

日程第6「議案第6号 令和4年度農地利用状況調査に係る非農地の判定について」と日程第7「議案第7号 令和4年度農地利用状況調査に係る遊休農地の判定及び意向調査について」ご説明します。

総会議案書は、94、95ページとなります。

本件は、農地法第30条第1項に基づき、本年8・9月にかけて実施していただきました農地利用状況調査の対象地について、非農地、遊休農地の判定をお諮りするものですが、今回、調査いただいた全農地690筆についての仕分け内容についても併せてご説明いたします。

現在5種類に分類し、それぞれ一覧表にしておりますが、議案に同封したものの2種類と参考として本日配布した3種類となります。

まず、非農地とする農地が、議案6号関係資料の一覧に記載した71筆、遊休農地とする農地が、議案第7号関係資料の一覧に記載した498筆となります。

次に、今回の調査で耕作が確認され、遊休農地が解消した農地が、解消農地一覧で20筆、現地が非農地状態ですが農用地区域内の農地のため、市長部局に意見照会を行っている農地が協議農地一覧で88筆、事後の確認で農地ではなかったものがその他の農地一覧で13筆となっております。このうち、今回新たに遊休農地等としてリストに上がった農地は、42筆となっております。

なお、市長部局に意見照会を行っている農地については、回答があったのちに総会にお諮りする予定としております。また、遊休農地とする農地の所有者に対して、農地法第32条第1項の規定に基づき、農地の農業上の利用の意向を確認するため、農地利用意向調査を行ってまいります。

最後に、今回、皆様には、非農地とする農地については写真を撮影していただきましたので、参考までに本日お配りしております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ごさい

ませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 令和4年度農地利用状況調査に係る非農地の判定について」原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しました。

次に、「案第7号 令和4年度農地利用状況調査に係る遊休農地の判定及び農地利用意向調査について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。

よって、よって本議案については、原案のとおり決定しました。

審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第8「報告第1号」から、日程第21「報告第14号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書96から100ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、19件ございました。

101ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

102から103ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、2件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

114から115ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

116 ページ、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。

117 ページ、報告第6号「農地法の規定による許可申請の取下げについて」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

118 ページ、報告第7号「事業計画変更承認申請の取下げについて」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

119 ページ、報告第8号「許可指令書訂正申出書について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

120 ページ、報告第9号「農地造成届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。地区の農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

127 ページ、報告第10号「農地造成計画変更届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

134 ページ、報告第11号「農地造成期間延長願について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

135 から 138 ページ、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が15件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

139 から 141 ページ、報告第13号「農地の転用事実に関する照会及び証明について」は11件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現在の状況について回答いたしました。

142 から 143 ページ、報告第14号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第14号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

金田委員

16番の金田です。116頁、報告第5号の2番と、71頁、議案第5号の3

番ですが、農業振興地域整備計画の変更の意見決定の前に、転用の届け出が処理されていますが、こういうことが起こりうるのでしょうか。

事務局（岡本主任）

この電気事業法及び電気通信事業法に関して、農地転用の届け出については、農用地除外を待たずに書類等が整っていれば手続きを進めることができます。

この度は、届け出の方が先に手続きがされましたの、今回のような状況となっております。通常はないのですが、電気事業法及び電気通信事業法関係については、生じる可能性があります。

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和4年度11回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 10時40分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....